

熊谷市立吉見小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れのあるものである。

そのため本校では、全教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫く。そして、教師自身が児童一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、児童の健やかな成長を願いながら指導に当たるようにする。また、学校は、保護者、地域、関係機関と連携をとりながらいじめの防止、早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した場合は、適切かつ迅速に対応する。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第2条1項 いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめ防止のための取組

①いじめについての共通理解

- ・いじめの特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、生徒指導委員会、校内研修や職員会議で周知を図る。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・道徳教育・人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進

③自己有用感や自己肯定感を育む

- ・児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会の提供

④児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・児童会によるいじめ撲滅宣言の設置や取組

4 いじめの早期発見のための取組

①児童対象にいじめアンケートを毎月実施

②教育相談を通じて、児童や保護者からの聞き取り調査

③生徒指導委員会を通じて、各学級の実態把握

5 いじめに対する措置

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見した場合には、次のように行動する。

①すみやかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合やいじめが疑われる場合には、緊急の職員会議を開き、全職員に周知するとともに、組織的に対応できるようにする。

③いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導・保護者への助言を継続して行う。

④いじめが起きた集団への働きかけを行い、互いを尊重し、認め合える人間関係を構築できる集団づくりを進める。

⑤学校の範疇を超える事案については、関係機関と連絡を取り対応する。

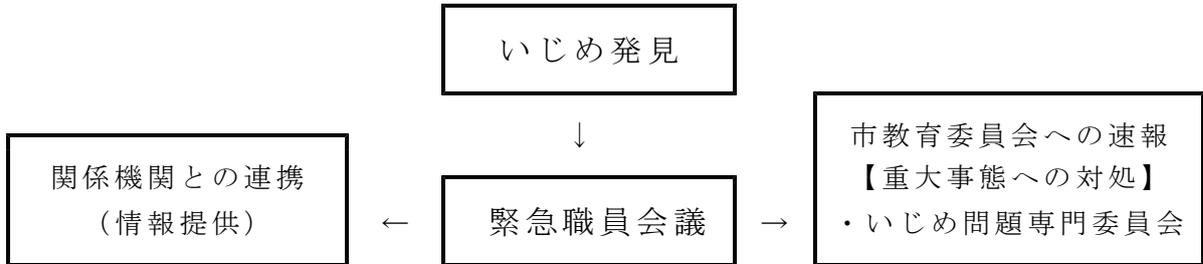
いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

熊谷市立吉見小学校

◎いじめは人間として絶対に許されない

◎何があっても絶対に死んではいけない

※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの
 ○常に「事あれば、先生方はすぐに動いてくれる」という安心感を！



○誰がどう動くかの決定・確認 ↓ ○全職員で、毅然とした態度で

いじめ解消のための具体的な指導・援助
 (学校いじめ防止対策委員会) 組織で対応

↓ (管理職・外部専門家からの指導・援助) ↓

いじめられた児童へ
 『あなたは全然悪くない』
 ・身体的安全確保
 ・学習環境の確保
 ・安心して告白を！
 (絶対に守ってあげる)

☆情報の管理
 ☆窓口一本化
 (管理職)
 ☆再発防止策

いじめた児童へ
 ・人権を尊重して事実確認
 ・「めざす児童像」の確認
 ・「いじめは絶対に許されない！」
 ・(出席停止も視野に入れる)

↓ ↓

・児童の内面まで入り込めるような信頼関係の構築 (道徳教育の充実・学級経営)
 ・カウンセリングマインドで、児童の話の傾聴と共感的理解、情報の収集
 ・いじめの原因の模索、解消への自己指導能力の育成
 ・保護者との連携 (連携・協力要請 反応によっては保護者への指導)
 ・友人関係の調整、P T A・地域・関係機関との連携

↓

いじめ解消の定義
 ①いじめに係る行為がやんでいること
 ②被害者が心身の苦痛を感じていないこと
 2つの要件が満たされて少なくとも3ヶ月を目安とする

いじめ解消

事後観察・支援の継続

卒業まで折にふれて
 継続して情報交換・援助

